## (保育支援事業実施要領) 新旧比較表

変更箇所	
旧	新
1 趣旨	変更なし
2 対象者	変更なし
3 支給内容	3
(1) 支援期間	(1)変更なし
(2)支援額	(2)
①延長・預かり保育	①変更なし
②休日保育	②休日保育
休日保育料(おやつ等の付帯経費を除く)の支	休日保育料(おやつ等の付帯経費を除く)の支
援額は、1回あたり3,000円を上限とし、 <u>1家</u>	援額は、1回あたり3,000円を上限とし、 <u>1子</u>
<u>庭につき年間 10 回</u> までを月ごとに支援する。	<u>につき年間 12 回</u> までを月ごとに支援する。
③病児·病後児保育	③病児·病後児保育
病児・病後児保育料(おやつ等の付帯経費を除	病児・病後児保育料(おやつ等の付帯経費を除
く)の支援額は、1回あたり2,000円を上限と	く)の支援額は、1回あたり2,000円を上限と
し、 <u>1 家庭につき年間 10 回</u> までを月ごとに支	し、 <u>1 子につき年間 12 回</u> までを月ごとに支援
援する。	する。
4 申請方法	変更なし
5 報告 [延長・預かり保育の支援者のみ]	変更なし
6 留意事項	変更なし
附則	附則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。	この要領は、令和5年4月1日から施行する。